

市民と進める

地方分権改革

このパンフレットは、地方分権改革の目的やこれまでの取組、
真の分権型社会の実現のために川崎市が提案する
新たな大都市制度の内容などについて、
分かりやすくお知らせすることを目的として作成したものです。



2011(平成23)年4月

川崎市

1

地方分権改革って何ですか？



「地方分権改革」とは、国から地方（都道府県・市町村）に、また、都道府県から市町村に、権限や税財源を移すとともに、国から地方への義務付け・枠付けなどの制約を最小限とすることによって、地域のことは地域で決定できる仕組みに変える改革です。

この改革は、社会経済状況の変化などに伴い生じた様々な課題に対して、地域がその特性を生かしながら効果的・効率的に解決することを可能にするとともに、国・地方全体の無駄をなくすことにもつながるものです。

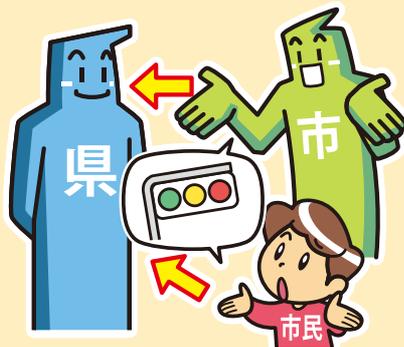
例えば現在、このような問題があります...

2

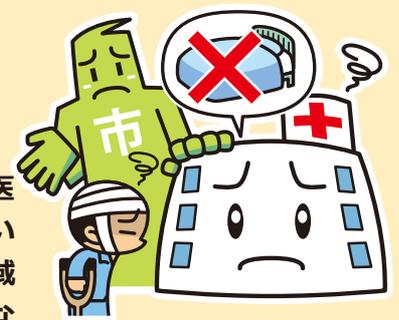
どうして地方分権改革を進める必要があるのですか？

地域のことを地域で決定するための権限が十分でないため、市が総合的な視点で、一元的にまちづくりを行うことが困難です

- ◆ 市民の方が信号機の設置を要望する場合、信号機の設置などの交通規制に関する権限は県（公安委員会）が有しているため、市では対応できません。



- ◆ 県が策定する医療計画において、一定の地域ごとに基準となる病床数が定められているため、必要に応じた病床数を決定することができません。



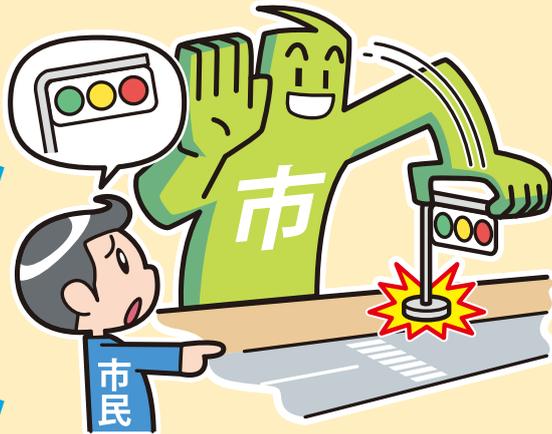
国と地方の役割に応じた税の配分となっておりません
また、お金の流れが効率的ではありません

- ◆ 市が事務を行う上で必要なお金の一部は、使い道の決められた国からの補助金などでまかなわれているため、地域の実情に応じて使うことが難しくなっています。
- ◆ いったん国で集めたお金（税金）を地方に配るため、それに関わる職員や事務手続が必要となるなど、お金の流れが効率的ではありません。

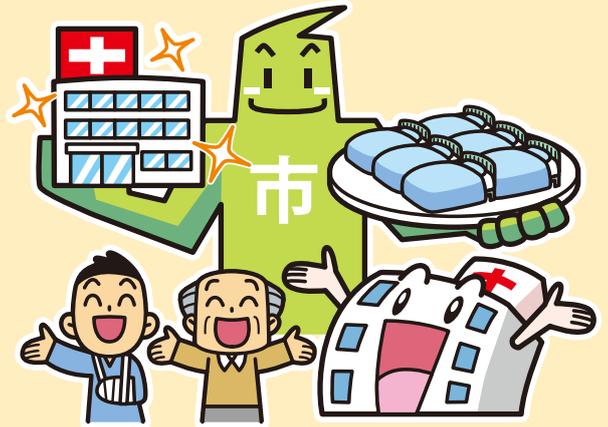


地方分権改革が進むと こうなります

地方分権改革の更なる進展 (権限・税財源の移譲など)



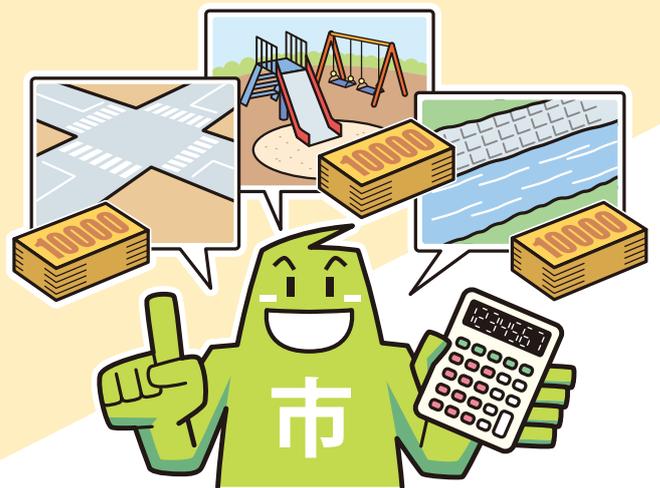
◆市が総合的な交通安全対策を一元的に行うことが可能になり、地域の交通実情をよりの確に捉えた信号機の設置など、迅速に対応することができるようになります。



◆国の定める基準等を最小限にとどめ、市が総合的な地域医療施策を一元的に行うことが可能となり、地域医療に関する実情をよりの確に捉えた病床数の決定など、迅速に対応することができるようになります。

◆国と地方の役割に応じた税の配分となり、地域の実情に応じた効果的・効率的な使い方が可能となります。

◆また、国・地方を通じた組織のスリム化や行政手続の簡素化につながります。



このように、地方分権改革が進むと、市が地域の実情に応じた行財政運営を行うことが可能となり、市民の皆様の声もより市政に反映しやすくなります。しかしながら、指定都市である川崎市が、自主的・自立的な行財政運営を行っていくためには、様々な問題点がある大都市制度を見直す必要があります。

3

川崎市が提案する 新たな大都市制度 とは何ですか？



現在の「大都市に関する制度」の問題点

「大都市に関する制度」は、指定都市が都道府県に代わって、児童福祉や都市計画に関する事務など、一定の事務(大都市特例事務)を処理することができる制度です。

しかし、創設以来50年以上も見直しが行われていないため、指定都市が、様々な都市的課題の解決や大都市特有の行財政需要への対応を迅速・的確・柔軟に行うなど、自らの役割を十分に果たすことが難しい状況となっています。



このような問題点を踏まえ、

川崎市は新たな大都市制度として
「新たな特別市」の創設を提言しています。

「新たな特別市」の基本的な考え方

県域から独立した
地方自治体となります。

現在、県が担っている
事務も含め、国が行う
べきもの以外の市内
の全ての事務を担い
ます。

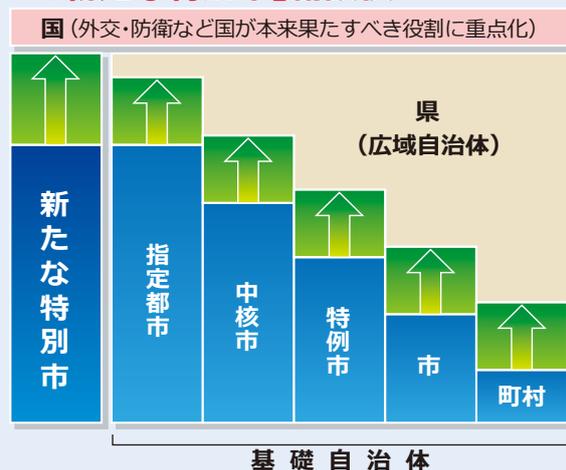
県税も含めて、全て
の地方税を課し、徴
収します。

現在と同様に行政
区を設置し、市民に
よる自治の充実を
図ります。

■現状



■「新たな特別市」創設後



「新たな特別市」が創設されると、県と市による二重行政の無駄が解消されるとともに、自主的・自立的な行財政運営が可能となり、その結果、次のような効果がもたらされます。

「新たな特別市」の創設による効果

市への効果の例

「新たな特別市」は、インフラの整備など、様々な都市的課題の解決や大都市特有の行財政需要への対応を迅速・的確・柔軟に行うことができます。など…



市民への効果の例

「新たな特別市」は、多様化する市民のニーズを的確にとらえ、迅速・的確・柔軟に、その地域の特性に合った市民



サービスを提供することが可能となります。など…

周辺都市等への効果の例

周辺都市等は、「新たな特別市」の提示する都市的課題の解決手法を効果的に活用することができます。など…



その結果

「新たな特別市」が、その地域や日本の持続的発展に大きく貢献することが可能となります。

4

これまでどのような取組が行われてきたのですか？



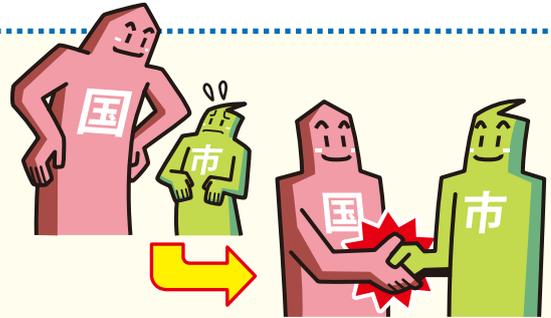
年	国	川崎市
平成 5年	衆議院・参議院 「地方分権の推進に関する決議」	
平成 12年	地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(地方分権一括法) 施行 注①	川崎市地方分権推進会議 設置 注⑥
平成 14年		川崎市地方分権推進指針 策定 注⑦
平成 16 ～18年度	三位一体の改革 注②	
平成 18年		地方分権推進 タウンミーティング 開催 注⑧
平成 19年	地方分権改革推進法 施行 注③	
平成 21年		川崎市大都市制度等 調査研究 報告
平成 22年	地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案 (一括法案(第1次)) 国会提出 注④	地方分権の推進に関する方針 策定 注⑨
平成 23年	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案 (一括法案(第2次)) 国会提出 注⑤	

地方分権改革
第1期

第2期地方分権改革

川崎市は、これらの取組のほか、独自に、または、九都県市首脳会議や指定都市市長会などを通じて他都市と連携して、国等への要請も行っています。

用語解説



注① 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（地方分権一括法）

国と地方が「上下・主従」の関係から「対等・協力」の関係となり、機関委任事務制度（国が、知事や市町村長を指示監督しながら事務を行わせていた制度）の廃止などが実現しました。しかし、国から地方への関与が残るなど、地方分権の観点からは不十分なものでした。

注② 三位一体の改革

「地方にできることは地方に」の理念の下、国庫補助負担金改革、税源移譲、地方交付税改革の3つが一体的に行われました。しかし、国の財政再建が優先され、地方分権の観点からは不十分なものでした。

注③ 地方分権改革推進法

地方分権改革を総合的・計画的に推進することを目的として、3年間のみ効力を有する法律として制定されました。第2期地方分権改革のスタートと位置付けられるものです。

注④ 地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（一括法案（第1次））

国が法令で地方自治体の事務のやり方などをしばっている「義務付け・枠付け」について、国から地方への制約を最小限とする方向で見直すものです。

注⑤ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（一括法案（第2次））

「義務付け・枠付け」の更なる見直しを行うとともに、都道府県から市町村への権限の移譲を行うものです。

注⑥ 川崎市地方分権推進会議

川崎市における地方分権推進への対応を図るため、平成12年に事務レベルの会議として設置しました。その後、平成21年に、市長を座長とした会議として発展的に改組しました。

注⑦ 川崎市地方分権推進指針

それまでの市の取組や課題、国の動き等を踏まえ、当面の行政運営の指針として取りまとめました。

注⑧ 地方分権推進タウンミーティング

地方分権改革の内容、本市の取組等について市民の皆様にご理解いただくことなどを目的として、市内3箇所で開催しました。

注⑨ 地方分権の推進に関する方針

「川崎市大都市制度等調査研究報告書」（平成21年）の成果を踏まえ、地方分権の推進に関して、新たな大都市制度のあり方など、真の分権型社会の実現に向けた川崎市の基本的な考え方を取りまとめました。

5

川崎市は今後 どういう取組を 行っていくのですか？



川崎市は、更なる地方分権改革の推進と、「新たな特別市」の創設に向けて、次のとおり取組を進めていきます。



「新たな特別市」の創設が実現するよう、その具体的な仕組みについて更に検討を進めるとともに、国に提案等の働きかけをしていきます。



「新たな特別市」の創設が実現するまでの間も、国の動きに適切に対応するとともに、地方分権改革の更なる推進に向けて、他都市と連携するなど、国に提案等をしていきます。

真の分権型社会の実現に向けた川崎市の基本的な考え方は、平成22年10月に「地方分権の推進に関する方針」として取りまとめています。この方針は、市のホームページ(Web地方分権改革)に掲載していますので、是非御覧ください。



川崎市ホームページ

http://www.city.kawasaki.jp/16/16bunken/bunken/contents/bunken_portal.html

川崎市 Web 地方分権改革

検索



KAWASAKI CITY
川崎市

2011(平成23)年4月発行

川崎市総務局行財政改革室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
Tel.044(200)2094 Fax.044(200)0622 E-mail 16gyosys@city.kawasaki.jp